

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則13－122

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13－99）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（介護時間） 第12条 （略） 2 （略） 3 会計年度任用職員の介護時間の単位は30分とし、<u>当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（第10条第1項第11号に規定する特別休暇又は育休法第19条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該特別休暇及び部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。</u> （特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定等） 第15条 （略）	（介護時間） 第12条 （略） 2 （略） 3 会計年度任用職員の介護時間の単位は30分とし、第10条第1項第11号に規定する特別休暇又は育休法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の<u>介護時間</u>については、<u>1日につき2時間（前項に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）から当該特別休暇及び部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間</u>とする。 （特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定等） 第15条 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等）</u> 第15条の2 条例第16条の2第1項及び第3項の規定は、<u>静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第28条第1項の規定による妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号に規定する出生時両立支援制度等は一般職常勤職員の規定にかかわらず、人事委員会が別に</u>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等) 第15条の2 配偶者等(条例第9条の3第4項に規定する配偶者等をいう。)が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等(条例<u>第16条の2第1項</u>に規定する介護両立支援制度等をいう。)の請求又は申出に係る意向確認等については、一般職常勤職員の例による。 2 (略)	<u>定めるものをいう。</u> 2 条例第16条の2第2項及び第3項の規定は、3歳に満たない子を養育する会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号に規定する育児期両立支援制度等は一般職常勤職員の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるものをいう。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等) 第15条の3 配偶者等(条例第9条の3第4項に規定する配偶者等をいう。)が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等(条例<u>第16条の3第1項</u>に規定する介護両立支援制度等をいう。)の請求又は申出に係る意向確認等については、一般職常勤職員の例による。 2 (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。